

誰もが文化芸術を楽しむことのできる「アート・フォー・オール」のまちづくり

川崎市文化芸術活動応援事業（会場使用料等助成） 【募集案内】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演や展示等を実施することが困難な状況が続く中、文化芸術公演等の主催者に対し、会場使用料等の助成を行うことにより、市内の文化芸術活動を支援し、市内文化芸術施設の利用促進と市民の文化芸術を鑑賞する機会の拡充を図ります。

- 1 対象事業期間** 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
- 2 対象施設** 市内にあるホール、劇場、ライブハウス、ギャラリー等の一般貸出文化施設
※民間施設は登録制。施設一覧は市文化財団HPをご覧ください。
- 3 対象事業** 上記の対象事業期間と対象施設で実施され、広く市民を対象とした音楽、演劇、舞踊、伝統芸能などの公演、絵画、写真、書道などの展示、又は映画、アニメーションなどの上映で、感染症拡大防止措置を十分に行って実施するもの
※対象外事業（他から助成金を受けている等）があります。詳細は募集要項を確認してください。
- 4 助成対象経費及び助成額** 上記対象事業で会場となる施設の使用料及び付帯設備使用料（実費）の2分の1。上限あり

種別	上限額	日（週）数の上限
公演・上映（客席1,000席未満または、客席数の設定のない施設）	15万円/日	1つの公演で連続3日まで
公演・上映（客席1,000席以上）	30万円/日	1つの公演で連続3日まで
展示	15万円/週	1つの展示等で連続2週まで
- 5 募集要項** 市文化財団 HP をご覧ください。
- 6 申請受付期間** 令和4年3月15日(火)～令和5年2月28日(火)【必着】
※先着順（申請は1主催者につき1回限り）。予算上限に達した時点で終了
※公演開催前の申請が必要です。
- 7 申込方法** 市文化財団のホームページより申請書をダウンロードし、必要書類を添えてメール又は郵送で市文化財団へ提出

検索

【事務局（提出・問い合わせ先）】

公益財団法人 川崎市文化財団 文化芸術活動応援事業担当（平日9時～17時）
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー5F
メール josei@kbz.or.jp 電話 044-544-9641 FAX 044-544-9647